

## 2. 複製を行える存在

この規定により複製を行えるのは「教育を担当する者」とその授業を受ける児童生徒などです。

「教育を担当する者」とは、実際に授業を行う者でなければなりません。したがって、例えば教育委員会がまとめてプリントを作成し、管下の学校に配布するようなことは許容されていません。

児童生徒が複製を行う際には、全く自由に複製できるわけではなく、授業のために必要な限度で許されていることや、著作者の権利を尊重する重要性について十分に指導することが必要です。